

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年12月18日
【発行者（受託者）名称】	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 池 谷 幹 男
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
【事務連絡者氏名】	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 インベスターサービス事業部 受託管理サービス室 主任調査役 出口 純一郎
【電話番号】	03(3212)1211(大代表)
【発行者（委託者）氏名又は名称】	該当事項なし。
【代表者の役職氏名】	該当事項なし。
【住所又は本店の所在の場所】	該当事項なし。
【事務連絡者氏名】	該当事項なし。
【電話番号】	該当事項なし。
【届出の対象とした募集有価証券の名称】	第96回 2024年９月満期 株価指数参照円建信託社債（デジタルクーポン型・早期償還条項付）（責任財産限定特約付）参照指数：東証銀行業株価指数
【届出の対象とした募集有価証券の金額】	46億9,500万円
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年12月2日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、利率及び発行価額の総額を始めとする発行条件等並びにその他の未定事項が決定しましたので、関連する事項を訂正するとともに、その添付書類として信託契約書、買取引受契約証書及び管理委託契約証書を提出いたします。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 内国信託社債券の募集（売出）要項

1 新規発行社債（短期社債を除く。）

「券面総額又は振替社債の総額」の欄

「発行価額の総額」の欄

「利率」の欄

信託社債の概要

22 用語の定義

2 社債の引受け及び社債管理の委託

（1）社債の引受け

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示してあります。

第一部【証券情報】

第2【内国信託社債券の募集（売出）要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

「券面総額又は振替社債の総額」の欄
(訂正前)

券面総額 又は振替社債の総額（円）	金50億円（予定） (券面総額又は振替社債の総額は、本信託社債の需要状況を勘案した上で2019年12月18日に決定される予定である。従って、最終的な券面総額又は振替社債の総額は、上記の金額と大きく相違する可能性がある。)
----------------------	---

(訂正後)

券面総額 又は振替社債の総額（円）	金46億9,500万円
----------------------	-------------

「発行価額の総額」の欄
(訂正前)

発行価額の総額(円)	金50億円（予定） (発行価額の総額は、本信託社債の需要状況を勘案した上で2019年12月18日に決定される予定である。従って、最終的な発行価額の総額は、上記の金額と大きく相違する可能性がある。)
------------	---

(訂正後)

発行価額の総額(円)	金46億9,500万円
------------	-------------

「利率」の欄
(訂正前)

利率(%)	1 クーポン判定日における利率参照価格がクーポン判定価格以上であるとスワップ計算代理人が判断した場合： 当該クーポン判定日を含む利息計算期間に適用される利率 年(未定)%（年1.50%以上年14.00%以下を仮条件とする。） (利率は2019年12月18日に決定される予定である。なお、上記の仮条件は本書提出日現在の市場環境等を踏まえて設定されたものであり、最終的に決定される上記の利率は、本信託社債の需要状況及び市場環境等を勘案した上で、仮条件の範囲外となる可能性がある。) 2 クーポン判定日における利率参照価格がクーポン判定価格未満であるとスワップ計算代理人が判断した場合： 当該クーポン判定日を含む利息計算期間に適用される利率 年1.00% ※クーポン判定価格 = 基礎価格×100%
-------	---

(訂正後)

利率(%)	1 クーポン判定日における利率参照価格がクーポン判定価格以上であるとスワップ計算代理人が判断した場合： 当該クーポン判定日を含む利息計算期間に適用される利率 年6.80% 2 クーポン判定日における利率参照価格がクーポン判定価格未満であるとスワップ計算代理人が判断した場合： 当該クーポン判定日を含む利息計算期間に適用される利率 年1.00% ※クーポン判定価格 = 基礎価格×100%
-------	--

信託社債の概要

22 用語の定義

（訂正前）

本書において使用される以下の用語は、以下に定める意味を有する。

（中略）

「当初裏付証券」とは、

本信託社債の発行代わり金を主たる原資として本信託受託者が購入する日本国債をいう。

（注）当初裏付証券（日本国債）の銘柄の詳細は2019年12月18日に決定する予定である。

（後略）

（訂正後）

本書において使用される以下の用語は、以下に定める意味を有する。

（中略）

「当初裏付証券」とは、

本信託社債の発行代わり金を主たる原資として本信託受託者が購入する日本国債をいう。

当初裏付証券（日本国債）の銘柄の詳細は以下のとおりである。

発行者	日本国政府
名称	利付国庫債券（5年債） 第141回
額面総額	46億9,500万円
利率	年0.10%
ISIN	JP1051411KA2
利払期日	毎年3月20日及び9月20日
償還期日	2024年9月20日

（後略）

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,000 (予定)	1 引受人は本信託社債の全額につき買取引受を行う。 2 引受手数料は支払われない。
計	—	5,000 (予定)	—

(注1) 引受金額については、2019年12月18日に決定する予定である。

(注2) 引受人は、引受金額の一部について、引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託することがある。

(注3) 引受人等は、金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関に、本信託社債の募集の取扱いを一部委託することがある。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	4,695	1 引受人は本信託社債の全額につき買取引受を行う。 2 引受手数料は支払われない。
計	—	4,695	—

(注1) 引受人は、引受金額の一部について、引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託することがある。

(注2) 引受人等は、金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関に、本信託社債の募集の取扱いを一部委託することがある。

(注1)の全文削除及び(注2)、(注3)の番号変更